

舞鶴引揚記念館 屋外収蔵庫燻蒸業務仕様書

舞鶴引揚記念館（以下、記念館と呼称）における屋外収蔵庫内の殺菌・殺虫卵燻蒸を実施し、適切に記念館収蔵機能を維持するために必要な業務の事項を定めるものである。

1. 燻蒸施行場所

京都府舞鶴市宇平1584番地（引揚記念公園内）

2. 燻蒸対象

舞鶴引揚記念館 収蔵庫・前室（容積約300 m³）
（平成9年建築、鉄筋コンクリート造り）
収蔵資料（油彩画、水彩画、紙資料、衣類等）

3. 実施期間

令和3年8月1日から9月下旬の間

4. 使用薬剤

エキヒュームS（公益財団法人 文化財虫害研究所認定薬剤）

5. 燻蒸時間

燻蒸する空間のガス濃度が有効ガス濃度になった時点から24時間とする。
燻蒸中は第三者が立ち入ることの無いよう、収蔵庫の周囲に立ち入り禁止措置を講ずる。

6. 作業者

燻蒸作業は2名以上で行い、その内の1名は公益財団法人文化財虫害研究所の文化財虫菌害防除作業主任者の資格及び一般毒物劇物取扱者の資格を持ち薬品製造者または代理者の講習を受け終了している者を作業主任者とし、作業主任者の責任管理のもとに作業を実施する。

7. 燻蒸効果の判定

文化財虫害研究所の殺虫効果判定用テストサンプルを、収蔵庫内の上・中・下の高さの位置に3か所配置する。設置場所は投薬前に館側が確認する。作業終了後、直ちにテストサンプルを同研究所へ送付して、同研究所の発行する燻蒸効果判定書を添付して提出する。

8. 安全確保

燻蒸中は常に安全に務め第三者、作業者等に害を及ぼしてはならない。建物の周囲にはロープを張り巡らし立ち入り禁止の警告を表示する。ガス投薬前、投薬後に建物内の安全許容濃度が確認されるまで常時2名以上による24時間体制をとり、ガス濃度測定、建物の巡視を定期的に行い、記録を作成する。

9. 引き渡し

燻蒸作業終了後の引き渡しは作業終了日の午後 5 時までには記念館担当者の立会いの上、安全許容濃度、テストサンプルの致死（供試虫の致死を目視。燻蒸業務終了後文化財虫害研究所にて判定）、記念館絵画収蔵庫、目張り箇所への撤去、記念館備品の確認を行い、原状回復後に引き渡しとする。

10. 燻蒸の責任の明確化

作業責任者は絵画・資料等の汚損を防止すること。汚損した場合を考慮して受託者の責任を明確にするため燻蒸結果判定以外の事業委託は認めない。また汚損した文化財・資料等は受託者の責任において原状回復を行うこと。

11. 実施計画書の提出

受託者は委託業務を行うにあたっては、下記にあげる項目を含む実施計画書を委託担当者に提出して承認を受ける。

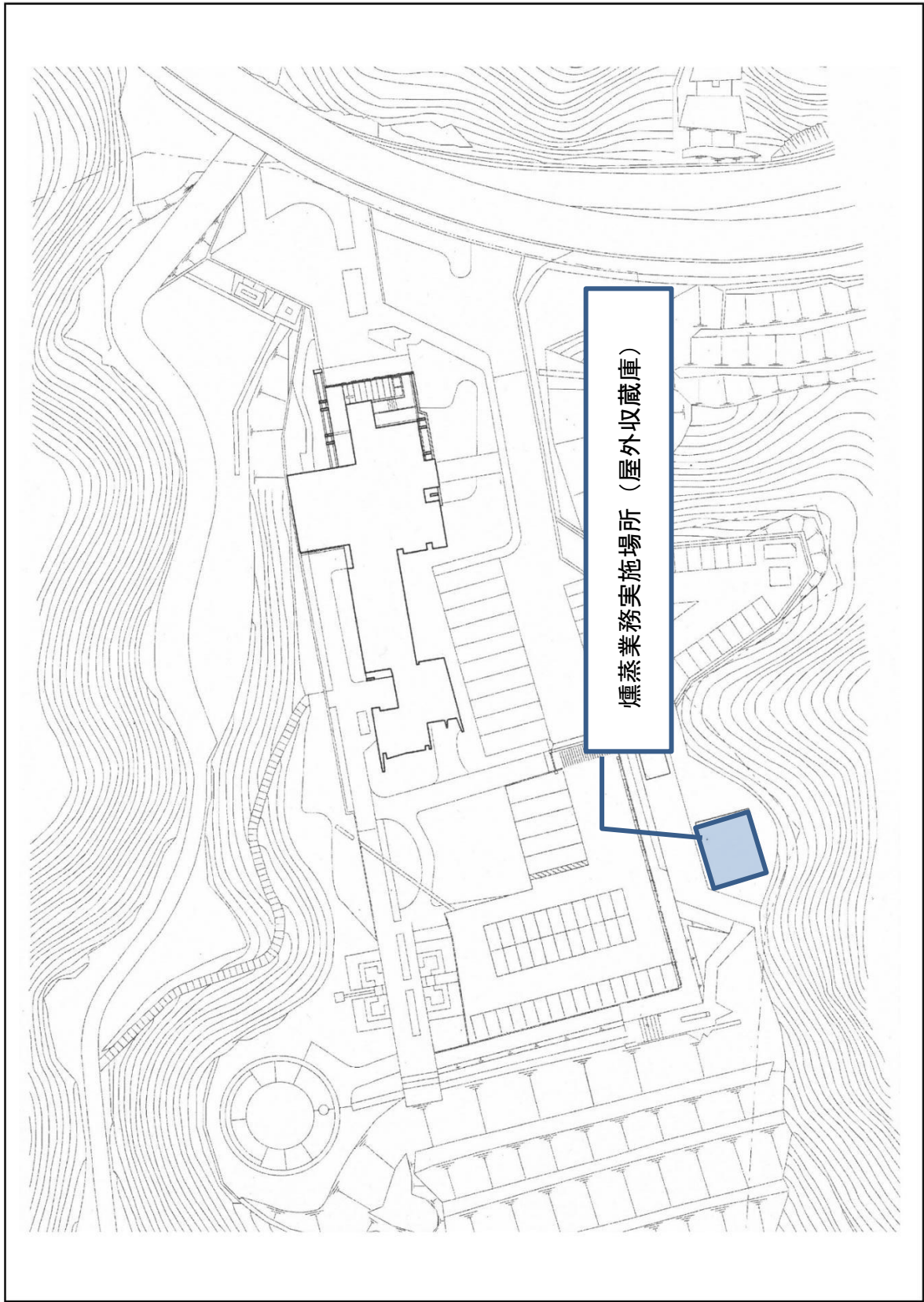
- 作業工程表
- 作業員名簿
- 資格証等の写し
- 緊急連絡体制表

12. 作業報告書の提出

受託者は作業終了後すみやかに、下記にあげる項目を含む燻蒸作業報告書を委託者に提出する。完了届は作業写真および文化財虫害研究所の燻蒸効果判定書を添付し提出する。

- 委託者名と所在地
- 受託者名と所在地
- 燻蒸対象物の名称と所在地および燻蒸の目的
- 建造物の構造種別と面積及び概略の容積
- 燻蒸作業の年月日
- 作業員名簿（資格保有者を明記）
- 燻蒸作業の方法
 - 燻蒸種別
 - 使用した燻蒸剤
 - 使用薬量（総薬量と 1 m³あたりの薬量 g/m³）
 - 燻蒸空間の密閉方法
 - 投薬方法（追加投薬も含む）
 - 燻蒸時間及び燻蒸空間ガス濃度の経時変化表
 - 気象の変化、燻蒸中の温度変化、燻蒸開始前の相対湿度等の記録
 - 作業中および排気後の環境中ガス濃度表（測定場所図面添付）
 - 文化財虫害研究所のテストサンプル設置場所（設置場所図面添付）

※ 文化財虫害研究所の燻蒸効果判定書（判定結果後）



燻蒸業務実施場所 (屋外収蔵庫)

引揚記念館屋外收藏庫平面図

燻蒸範囲

